

平成25・26年度東久留米市障害者優先調達推進方針

平成25年9月10日

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達を推進するために定める。

2 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織（以下「適用部署」という。）が発注可能な物品等に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

この方針による調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく事業所等
 - ア．障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設。）
 - イ．地域活動支援センター
 - ウ．生活介護事業所
 - エ．就労移行支援事業所
 - オ．就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ア．「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ．重度障害者多数雇用事業所（※）
 - (※) 重度障害者多数雇用事業所とは次の要件をすべて満たすものをいう。
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が、30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア．自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ．在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅支援団体）

4 調達の対象となる物品等

この方針による調達を推進すべき物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ア. 食品類（パン、焼き菓子、弁当等）
- イ. 小物類（布製品、紙製品、織物、木工、陶器等）
- ウ. その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア. 印刷（チラシ、ポスター、名刺、しおり、小冊子、報告書等）
- イ. 施設公園清掃及び草刈り
- ウ. ポスティング
- エ. リサイクル作業（資源回収、分別等）
- オ. 封入作業
- カ. データー入力作業
- キ. その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5 調達目標

平成25年度および26年度の調達目標金額は、従前の調達水準を維持することとし、次のとおりとする。

調達目標金額 4,000,000円以上

6 障害者就労施設等への情報提供について

物品等の調達の推進に係る情報は、市のホームページ等を活用し、障害者就労施設等へ情報を提供する。

7 調達の推進方法

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するために、次のような方法を実施する。

(1) 調達目標金額の設定

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進のため、予算編成前に次年度の調達目標を設定する。

(2) 情報の提供

障害者就労施設等からの調達可能な物品等の情報を収集し、適用部署に対してその情報を提供する。

(3) 優先調達の依頼

障害者就労施設等からの物品等を優先的に調達するよう、適用部署に対し依頼する。

(4) 優先調達の検討

適用部署は、調達等が新たに生じた場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

(5) 随意契約による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、東久留米市契約事務規則（平成9年規則第20号）第40条第1項第3号及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

8 調達の方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成した時は、市ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績は、毎会計年度終了後に取りまとめ、市ホームページ等により、速やかに公表する。

9 方針の管理及び運営

この方針の策定、管理及び運営は、福祉保健部障害福祉課において行う。